10　厚生管理企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。
一　厚生労働省所管の建築物の営繕に関すること。
二　職員（厚生労働省の所管する独立行政法人の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。
三　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
四　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関すること。
五　恩給に関する連絡事務に関すること。
（削る）
（医療政策企画官）
第十一条　総務課に、医療政策企画官一人を置く。
（削る）
（削る）
2　（略）
（医療安全推進・医務指導室）
第十二条　地域医療計画課に、医療安全推進・医務指導室を置く。
2　医療安全推進・医務指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　医療の安全に関する調査、企画及び立案並びに調整に関すること。
二　特定機能病院に関すること。
三　医療監視員に関すること。
四　病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。
3　医療安全推進・医務指導室に、室長を置く。
（労災保険財政数理室、建設石綿給付金認定等業務室並びに中央労災補償監察官及び主任中央労災補償監察官）
第三十二条　労災管理課に、労災保険財政数理室、建設石綿給付金認定等業務室並びに中央労災補償監察官七人及び主任中央労災補償監察官一人を置く。
2・3　（略）
4　建設石綿給付金認定等業務室は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第十二条第一項に規定する給付金等に係る権利の認定等に関する事務をつかさどる。
5　建設石綿給付金認定等業務室に、室長を置く。
6・7　（略）
（訓練受講支援室及び公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官）
第四十一条　総務課に、訓練受講支援室及び公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官五人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官八人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。
2　訓練受講支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　生活困窮者の雇用機会の確保及び職業の安定に関すること。
三・四　（略）
3　訓練受講支援室に、室長を置く。
4～9　（略）

（新設）
12　首席営繕専門官は、命を受けて、厚生労働省所管の建築物の営繕に関する事務を行う。
（医療安全推進室及び医療政策企画官）
第十一条　総務課に、医療安全推進室及び医療政策企画官一人を置く。
2　医療安全推進室は、保健医療の普及及び向上に関する事務（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）のうち、医療の安全に関する調査、企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
3　医療安全推進室に、室長を置く。
4　（略）
第十二条　削除
（労災保険財政数理室並びに中央労災補償監察官及び主任中央労災補償監察官）
第三十二条　労災管理課に、労災保険財政数理室並びに中央労災補償監察官七人及び主任中央労災補償監察官一人を置く。
2・3　（略）
（新設）
4・5　（略）
（訓練受講者支援室及び公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官）
第四十一条　総務課に、訓練受講者支援室及び公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官五人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官八人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。
2　訓練受講者支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
（新設）
二・三　（略）
3　訓練受講者支援室に、室長を置く。
4～9　（略）